

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例の  
制定について

平成31年2月15日  
こども部こども福祉課

1 改正の趣旨

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」の改正がされたことにより、母子支援員の任用資格が拡充されたため、対象となる「柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例」の一部を改正するものです。

2 内容

母子支援員、心理療法担当職員の資格要件を次のとおり変更します。

(1) 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例26条第3項

「心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業したもの」の末尾に、「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第38条第2項第1号及び第43条第1項第1号において同じ。）」を追加する。

(2) 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例28条第1項

「基準省令第28条第1号の規定により都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業したもの」の末尾に、「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第38条第2項第1号及び第43条第1項第1号において同じ。）」を追加する。

3 施行期日

上記(1)と(2)ともに平成31年4月1日から施行。

4 改正の効果、影響等

母子生活支援施設を設置する際に配置が義務付けされる母子支援員等の資格要件が拡大されるため、幅広い人材を確保できる効果が期待できます。